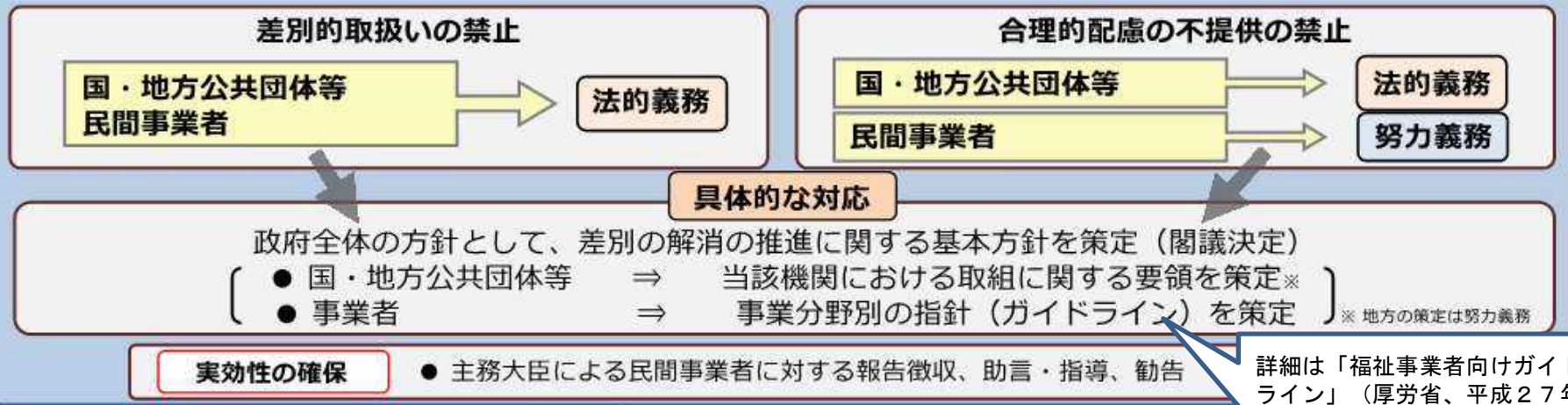


# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

## 具体化

### I. 差別を解消するための措置



### II. 差別を解消するための支援措置

- 紛争解決・相談** ● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用
- 地域における連携** ● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- 啓発活動** ● 普及・啓発活動の実施
- 情報収集等** ● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

## 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律 (平成25年法律第46号)の概要

### (1) 障害者に対する差別の禁止

雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する。

### (2) 合理的配慮の提供義務

事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。

ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

(想定される例)

- ・ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること
- ・ 知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること

# 「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」 「障害者差別解消法」をご存知ですか？

「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」は、平成28年4月1日に障害者差別解消法と同時に施行されました。障がいのある方<sup>※</sup>に関する理解啓発や教育の充実、幼い頃からの障がいのある人とない人との交流の促進を通して、障がいを理由とする差別を解消し、県民誰もが共に安心して暮らせる社会（「共生社会」といいます）づくりを進めることを定めています。また、「障害者差別解消法」は、障がい<sup>※</sup>を理由とする不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供を禁止した法律です。

※対象となる障がいのある方は、障害者手帳の所持者に限られず、難病に起因する障がいの方等を含みます。



## みんなで作ろう 共生社会

共に安心して暮らせる社会

# 「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」

この条例では、障がいの有無にかかわらず、県民誰もが分け隔てなく共に安心して暮らせる社会（「共生社会」といいます。）を実現するため、県、障がい者関係団体、市町村、事業者、県民が一体となって共生社会実現施策に取り組むことを定めています。

## ■ 共生社会実現に向け条例で掲げている取り組み

- ・ 県民会議の設置
- ・ 障がいのある方に対する理解促進
- ・ 教育の充実
- ・ 幼い頃からの障がいのある方と障がいのない方との交流の促進
- ・ 顕彰制度の創設

## 障害者差別解消法

障害者差別解消法の施行により、障がいを理由とする不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供が禁止されました。



## ■ 障がいを理由とする差別とは

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

### ◆ 具体的な事例

- ・ お店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に入店を断られた。

## ■ 合理的配慮とは

障がいのある方やその家族などから何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、過度な負担にならない範囲で、必要な配慮を行うことが求められています。

### ◆ 具体的な事例

- ・ 車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡すなどの物理的環境への配慮
- ・ 筆談や読み上げなどコミュニケーションにおける配慮
- ・ 障がいの特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更

## ■ 岐阜県障がい者差別解消支援センター

障害者差別解消法に関するご相談やお問合せがありましたらお気軽にご相談ください。専門相談員が対応します。

受付時間 月曜日から金曜日（祝日除く） 8：30～17：15

住所 岐阜市下奈良2丁目2-1（（一社）岐阜県社会福祉士会内）

電話 058-215-9747 FAX 058-277-7217 メール info@gifu-kaisho.jp

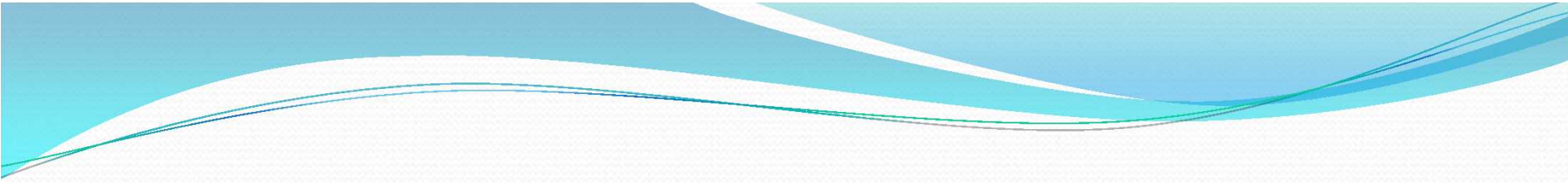
## 【お問合せ先】

岐阜県健康福祉部障害福祉課

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

電話 058-272-1111(代表) 内線:2613 2614

FAX 058-278-2643 ホームページ：<http://www.pref.gifu.lg.jp/>

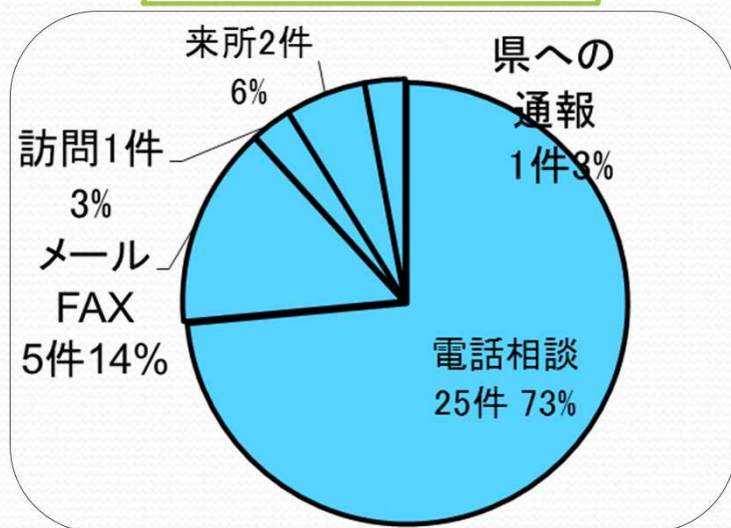


岐阜県障がい者差別解消支援センター  
の相談対応状況（H28上半期）について

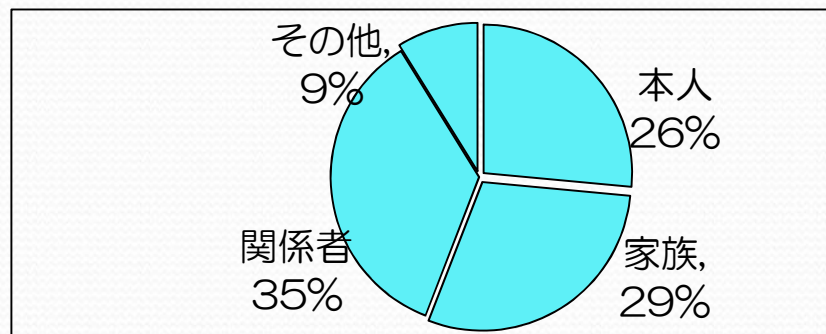
## (1) 相談案件の状況① (相談件数、相談方法、相談者の種別・性別)

- 相談件数は延べ34件。月当たり5～6件。
- 直接家族などがセンターに電話相談したケースが多い傾向にある。関係者は、市町村からの問い合わせが多く、地域相談員からの相談は1件あった。

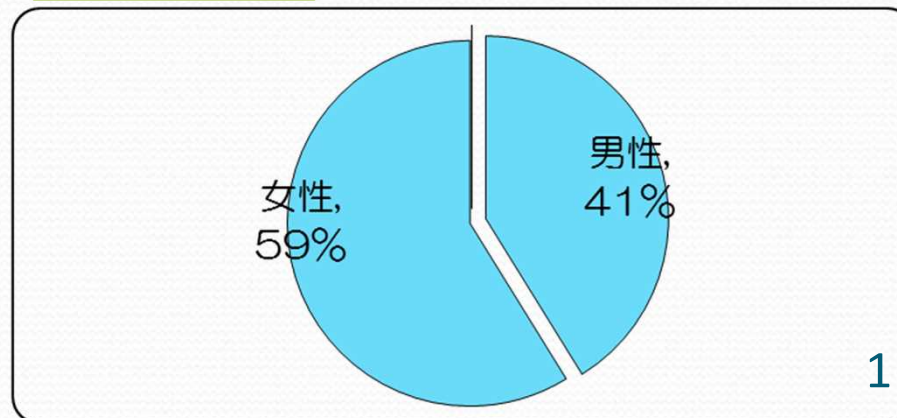
①相談方法



②相談者別



③相談者の性別



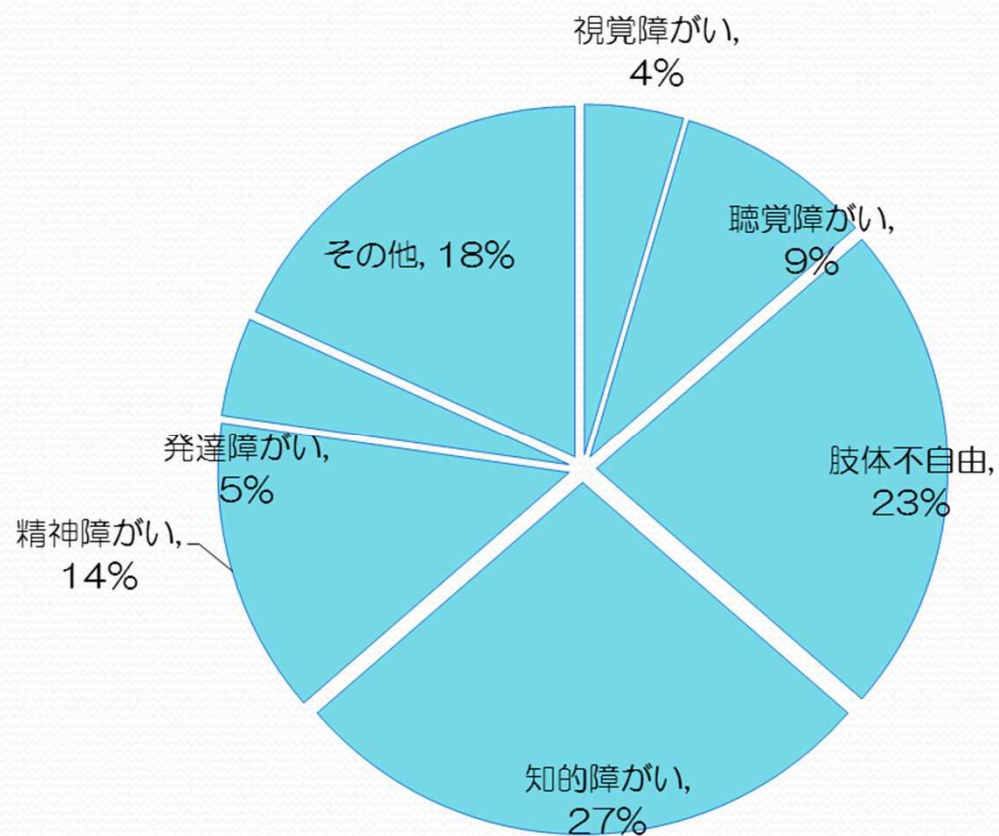
## (1) 相談案件の状況② (障がい種別ごとの相談件数)

- 相談件数を障がいの種別で分類すると、実件数は知的障がいの家族（母）の相談が多く、1件あたりの相談回数は知的障がい、身体障がいで多い。

障がい種別ごとの相談件数 (単位:件)

		実件数	延べ件数
身体障がい	視覚障がい	1	2
	聴覚障がい	2	3
	言語等障がい	0	0
	肢体不自由	5	9
	内部障がい	0	0
	計	8	14
知的障がい		6	10
精神障がい		3	5
発達障がい		1	1
難病		0	0
不明・その他		4	4
計		14	20
合計		22	34

相談件数割合 (実件数)



## (1) 相談案件の状況③ (相談分野別の相談件数)

- 相談分野別では、『福祉サービス』や『職場』と『建物（不動産を含む）や交通機関』への相談が多い。その他には、開所当時の差別解消法やセンターの業務への問い合わせも含む。

相談分野別の相談件数

近隣・地域	0
教育	2
職場	5
建物や交通機関	5
医療	1
福祉サービス	5
買い物や食事	0
情報・コミュニケーション	0
その他	4
差別関係以外	0
計	22

### 【福祉サービス】

- ・相談を受けてもらえなかったり、「電話をしてくるな」といった対応をされる。

### 【職場】

- ・職場で伝達手段としてのパソコンを貸してもらえない。
- ・一般就労でいじめに遭っている。

### 【建物や交通機関】

- ・タクシーを呼んだ際に、視覚障がいを理由に送迎を拒否された。
- ・精神障がいを理由に、不動産の賃貸を拒否された。



## (1) 相談案件の状況④ (主な相談内容別の相談件数)

- 主な相談内容としては、民間事業者に関するものが多い。地方公共団体に関するものでは、指定管理等で運営する施設に関する相談が散見された。

主な相談内容別相談件数

民間事業者に関するもの	14
行政機関に関するもの	4
その他	4
計	22

### 【民間事業者に関するもの】

- ・建物・交通機関、福祉サービスに関する相談が多い。

### 【行政機関に関するもの】

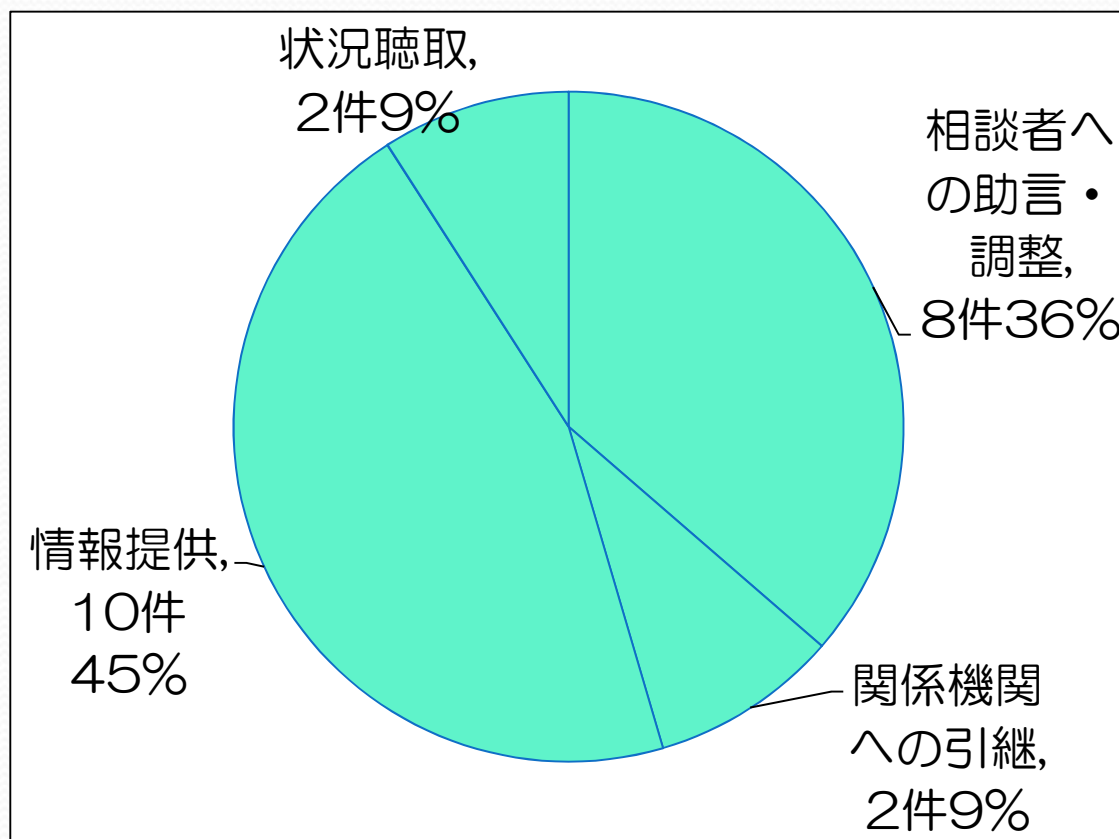
- ・指定管理で運営する福祉施設や相談施設の職員の対応に関する相談。
- ・指定管理で運営する体育施設の利用に関する相談。
- ・市のクリーンセンターの雇用に関する相談。

## (1) 相談案件の状況⑤ (相談案件に対する対応状況)

- 相談案件に対する対応別では、相談者への助言や調整と情報提供が最も多い。助言の内容としては関係機関の紹介が多い状況にある。とりわけ、相談が雇用促進法の範疇にある場合は、労働基準監督署やハローワーク等の相談窓口を紹介している。
- また、相談者が具体的な調整を望まないケースも多いため、情報提供や状況聴取により終結することが多い状況にある

相談分野別の相談件数

相談者への助言・調整	8
関係機関への引継	2
相談者への情報提供	10
相談者からの状況聴取	2
計	22



## (2) その他岐阜県障がい者差別解消支援センターの活動

### ■関係機関等との連携の構築

- 岐阜県弁護士会との連携（相談業務に対する指導・助言等）
- 岐阜県医師会との連携（相談業務に対する指導・助言等）
- 岐阜法務局人権擁護課との連携（相談業務の連携、擁護委員の啓発等）
- 岐阜労働局職業安定部職業対策課との連携（障がい者雇用促進法での連携、29年度より人権研修の一環として民間事業所への啓発を実施）
- 民生委員・児童委員との連携（法の啓発等、29年度より研修等を通じ実施）
- 各種相談機関、相談窓口との連携（センターの活動周知、情報提供依頼等）

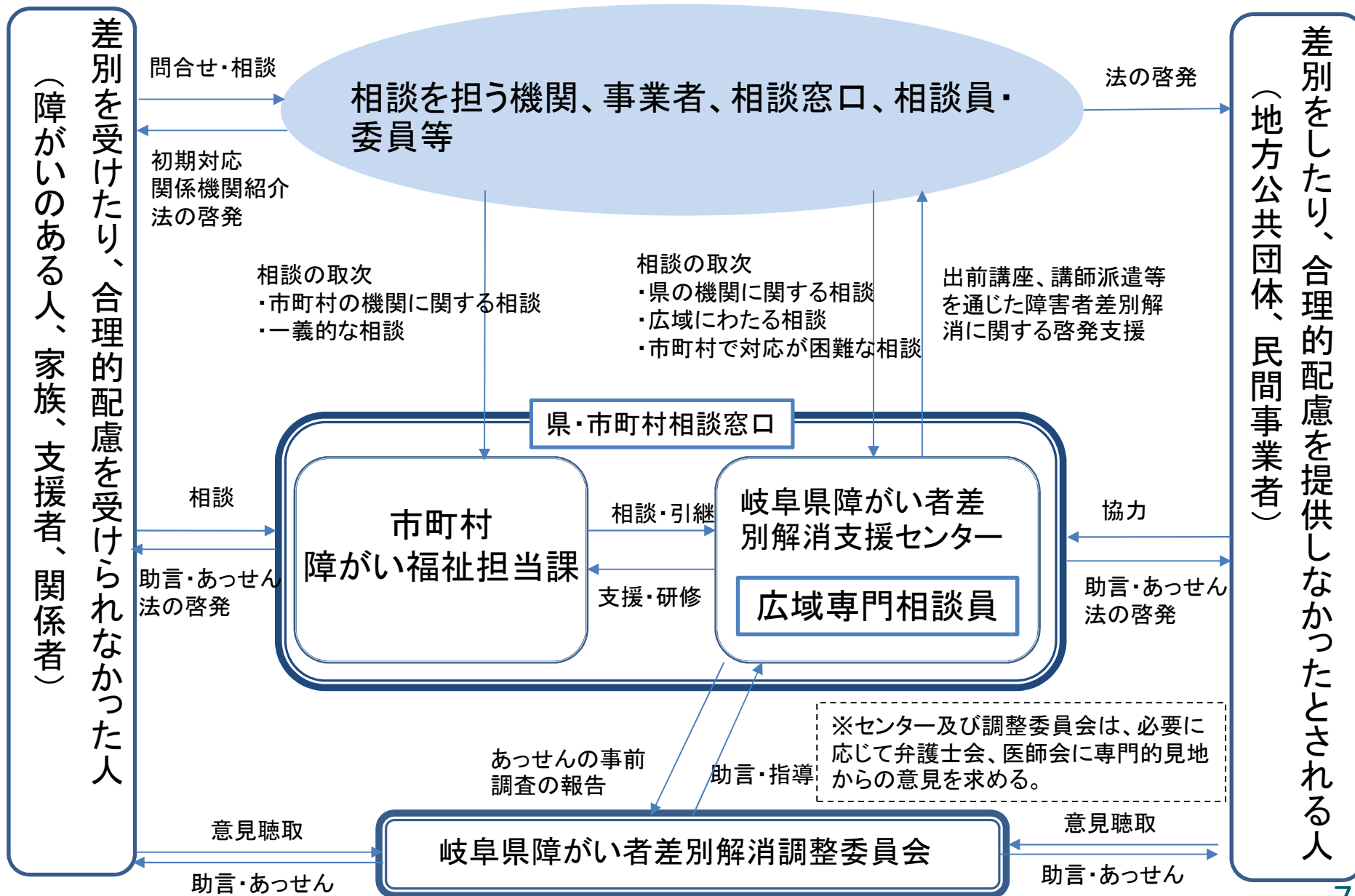
### ■各種研修等の開催

- 地域相談員研修（28年6～7月、圏域単位で開催、553名参加）
- 市町村担当職員研修（29年1月、37名参加）
- 身体障害者相談員・知的障害者相談員合同研修会での相談状況の説明（29年2月県社会参加推進センター主催、圏域単位で開催、約620名参加）

### ■その他啓発活動実績

- 岐阜県身体障害者相談員研究大会への出前講座（8月）
- 岐阜県社会福祉士会会合への出前講座（4月・9月）、機関誌掲載（6月・9月）
- 岐阜県難病団体連絡協議会機関誌でのセンター紹介
- 岐阜県各商業団体への啓発訪問

# 【参考】障害者差別解消相談体制の改正（H29.4.1～）



# 障がい者マーク、いくつご存知ですか。



## 身体障害者標識

警察庁

- ・手や足などに障がいがある方が車を運転する場合に、車に表示するマークです。
- ・このマークを表示した車に対し、幅寄せや割り込みをすると道路交通法違反となります。



## 聴覚障害者標識

警察庁

- ・音が聞こえない、聞こえにくいなどの障がいのある方が車を運転する場合に、車に表示するマークです。
- ・このマークを表示した車に対し、幅寄せや割り込みをすると道路交通法違反となります。



## 障害者のための 国際シンボルマーク

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

- ・障がいのある方に配慮された建物、施設であることを表す世界共通のマークです。
- ・このマークのある駐車場やトイレ等では、障がいのある方の利用に配慮しましょう。



## 盲人のための 国際シンボルマーク

社会福祉法人日本盲人福祉委員会

- ・視覚障がいのある方に配慮された建物、設備、機器などに付けられている世界共通のマークです。
- ・街角の信号などでこのマークを見かけたら、視覚障がいのある方への支援や協力をお願いします。



## 耳マーク

一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

- ・耳が聞こえない、聞こえにくいなどの障がいのある方が、自身の障がいを表すために身に付けるマークです。自治体、病院、銀行等の窓口でも表示され、聴覚障がいのある方が利用しやすい環境づくりにも活用されています。
- ・このマークを身に付けている方を見かけたときは、「はっきりと口元を見せて話す」「筆談をする」などの配慮をしましょう。



## ほじょ犬マーク

厚生労働省

- ・お店などの入り口に表示され、身体障がい者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)の受け入れについて周囲の理解を求めるマークです。補助犬は、法律に基づいた訓練を受け「工作中」は補助犬の表示を付けます。
- ・補助犬は、お店などに入れることが法律で認められています。補助犬を見かけたら、受け入れへの理解をお願いします。



## オストメイトマーク

公益社団法人日本オストミー協会

- ・トイレの入り口に表示され、人工肛門・人工膀胱を保有する方(オストメイト)が利用できるトイレであることを示します。
- ・オストメイト対応トイレがどこにあるか聞かれたときは、このマークのあるトイレを案内してください。



## ハート・プラスマーク

特定非営利活動法人ハート・プラスの会

- ・内臓に障がいがあっても見た目には分からない方への配慮を求めるマークです。ご本人が身に付けたり、駐車場や鉄道・バスの車内等で表示されています。
- ・このマークを身に付けている方を見かけたときは、優先駐車場や優先席の利用をすすめる、携帯電話の使用を控えるなどしましょう。



## 障害者雇用支援マーク

公益財団法人ソーシャルサービス協会 |センター

- ・障がいのある方の就労(仕事につくこと)を応援する企業や団体などがホームページや広告物などに表示するマークです。就労を希望する障がいのある方にとって、障がい者雇用を積極的に行っている、行いたいと思っている企業がどこにあるのかをわかりやすくし、企業側と障がい者の橋渡しをめざしたものです。



## 白杖SOSシグナル 普及啓発シンボルマーク

岐阜市

- ・視覚障がいのある方が困っているときに、白杖を高く掲げて周りに手助けを求める「白杖SOSシグナル」を知ってもらうためのマークです。
- ・視覚障がいのある方が白杖を掲げているときは、すすんで声をかけ、手助けをお願いします。